

第 2 回福岡県環境影響評価専門委員会 議事要旨

1 開催日時等

- (1) 日時：令和 4 年 11 月 22 日（火）14 時 00 分～15 時 30 分
- (2) 場所：福岡県庁地下 1 階 環境部会議室

2 議題

- (1) 第 1 回環境影響評価専門委員会における委員意見への対応について
- (2) 地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する促進区域に関する福岡県基準の設定について

3 主な意見等

- 災害廃棄物の仮置き場や避難する公園などはいざという時のため、空き地になっているが、第三者から見たら空き地であり、有効利用しようとなりかねない。県としてはどこまで記載するのか。
- 風力発電やバイオマス発電において、浸水に関する適正な配慮のための考え方についての記載があるが、風力発電の場合はパワーコンディショナーに相当するものは羽根のところであり、バイオマス発電の場合は建屋の中にある。発電施設の構造を踏まえた記載をしてほしい。
- 建設時に要配慮なのか、供用開始後も要配慮なのか区別がはっきりしない記載があるため、どの時点での配慮なのかわかるように記載してほしい。
- 風力発電は資材が大きいため、山の尾根に作る場合、運ぶための工事用道路を作ることになる。これは環境影響が大きいため、どのように制限するか検討した方がよい。
- ラムサール条約湿地や鳥獣保護区の箇所では、「周囲 1km の範囲の周囲において、鳥獣の生息に著しく影響を及ぼすおそれの無いよう配慮すること」との記載があるが、この周囲とは 1km の範囲に含まれない、その周囲ということか。
- 希少動植物種については、盗掘等を避けるため、県 HP では詳細な地点を示されていない。促進区域全域で配慮していただく方がよいのではないか。
- 県基準は事業地の検討ではなく、促進区域の検討のためのものであるため、アセスと同じ記載内容ではいけない。市町村が計画づくりの際に注意することという前提の書きぶりにするべき。
- 留意事項において、市町村が促進区域を設定する際に、有識者や地元の代表などで構成する協議会を設置して、しっかり検討してくださいということを記載しておいた方がよい。